

7 郡障第 4027 号
令和 8 (2026) 年 3 月 31 日

指定障害福祉サービス等事業者の代表者 様

郡山市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度 (4 ・ 5 月分及び 6 月以降分) 福祉 ・ 介護職員処遇改善加算等の届出
について (通知)

時下、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、福祉 ・ 介護職員処遇改善加算及び福祉 ・ 介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業者は、毎年計画書を指定権者へ提出する必要があります。

つきましては、令和 8 年度に当該加算を算定する事業者は、下記により届出してください。

記

1 提出書類

No	提出書類		備考
1	別紙様式 1	連絡票	<u>必須</u>
2	別紙様式 2 - 1	処遇改善計画 (総括表)	<u>必須</u>
3	別紙様式 2 - 2	個票 (4、5 月)	<u>必須</u>
3	別紙様式 2 - 3	個票 (6 月以降)	<u>必須</u>
4	<各キャリアパス要件に該当することがわかる書類> ・就業規則、給与規程等 (別途規定がある場合は別紙書類) ※表紙、該当するページ及び規程を定めた日がわかるページ (附則等) の部分のみで可。 ・資質向上のための計画書、資格取得の支援の取り組み ・研修等の年間スケジュール		令和 8 年度から新たに要件を満たすこととなる場合、提出
5	別紙様式 4	変更に係る届出書	該当する場合、提出
6	別紙様式 5	特別な事情に係る届出書	該当する場合、提出

2 提出期限 令和 8 年 4 月 15 日 (水) まで

※例外：加算新設事業所のみが所属する法人など、令和 8 年 4 月及び 5 月分は処遇改善加算を算定しない法人が、令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を算定する場合の提出期限は、令和 8 年 6 月 15 日とする。

3 提出方法 原則、電子メールによる提出

4 提出先 郡山市障がい福祉課管理係

(Email:shougai Fukushi@city.koriyama.lg.jp)

5 その他

- (1) 上記1の提出書類以外の計画書の内容を証明する書類については、指定権者から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、事業者において適切に保管してください。
- (2) 法人等が指定権者の異なる複数事業所をまとめて計画する場合は、同一内容の計画書を各指定権者にそれぞれ提出してください。
- (3) 届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。

事務担当：郡山市障がい福祉課管理係

電話 024-924-2381